

令和8年 9月7日

指名業者各位

入札通知書

次のとおり指名競争入札を執行します。

また、本案件の仕様書、入札書等の資料は、高松市のホームページにて公開しています。以下の方法でアクセスし、ダウンロードしてください。

高松市公式ホームページ>くらしの情報>子育て・教育>小学校・中学校>施設整備>令和8年度高松市立小・中学校フロン排出抑制法空調機定期点検業務委託について

件名	令和8年度高松市立小・中学校フロン排出抑制法空調機定期点検業務委託
履行場所	高松市内の該当する小・中学校
履行期間	令和8年10月5日（月）から令和9年3月26日（金）まで
提出物	入札書 積算内訳書
入札書等提出期間	令和8年9月24日（木）から 令和8年9月30日（水）午後5時まで
入札書等提出場所	〒760-8571 高松市番町一丁目8-15 高松市教育局総務課 学校施設整備室（本庁舎10階）
入札書等提出方法	上記提出場所へ、一般書類又は簡易書留により郵送（期限日時必着）若しくは持参により提出すること。 提出時間は、持参の場合は午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期間の最終日の午後5時までに必着させなければならない。 なお、期限期日までに入札書が提出されない場合は、辞退したものとする。
開札日時・発表場所	開札日時：令和8年10月1日（木）午後2時 発表場所：開札終了後、高松市公式ホームページ>くらしの情報>子育て・教育>小学校・中学校>施設整備>令和8年度高松市立小・中学校フロン排出抑制法空調機定期点検業務委託について にて発表。
入札保証金	免除
契約保証金 (契約保証金又は連帯保証人)	要（高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない）。
支払条件	完了払 (各委託業務検収後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う)
質問及び回答	(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和8年9月15日（火）午後5時までに質問書(指定様式)を教育局総務課施設整備室にFAXで送信すること。 FAX番号：087-839-2615

	(2) 質問書提出締切後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければならない。 回答公開日：令和8年9月16日（水）から令和8年10月1日（木）まで 公開場所：高松市公式ホームページ＞くらしの情報＞子育て・教育＞小学校・中学校＞施設整備＞令和8年度高松市立小・中学校フロン排出抑制法空調機定期点検業務委託について にて公開
問合せ先	高松市教育局総務課 学校施設整備室 楠原 TEL：087-839-2612 FAX：087-839-2615

【注意事項】

- (1) この通知書により指名を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その指名を取り消すものとする。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
 - イ 経営・資産・信用等の状況に変動があり、契約の履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - ウ 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）の規定により指名停止を受けたとき。
 - エ その他職員の指示を守らなかったとき。
- (2) 市長は、緊急やむを得ない理由により、競争入札を行うことができないと認めるときは、本競争入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本競争入札参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (3) 質問がある場合には、通信欄に掲げる期限までに、質問事項を記載したファイルを教育局総務課ホームページに提出すること。
- (4) (3)の質問に対する回答をした場合は、当該質問をした者に通知するほか、競争入札に先立って、とりまとめて全競争入札参加者にその内容をホームページで通知します。競争入札参加者は、当該内容を熟知の上見積しなければなりません。

(別紙)

入札実施要項

1 趣旨

高松市立小・中学校フロン排出抑制法空調機定期点検業務委託に係る契約希望金額（消費税及び地方消費税抜）による競争入札により、契約の相手方を決定します。

2 委託業務等の詳細

委託業務等の詳細は、別添仕様書のとおりです。

3 入札書記載事項等

(1) 委託業務に係る契約希望金額（消費税及び地方消費税抜）を入札金額とすること。記載した入札金額に、その額に100分の10乗じて得た額を加えた額が契約金額となります。

(2) 住所、商号又は名称、代表者氏名、入札金額、案件名及び入札年月日を正確に記入し、押印の上、提出すること。記載事項を訂正した場合は、訂正箇所には必ず押印すること（押印する場合の印鑑について、法人印（社印）は使用できません。代表者又は受任者の個人を特定する印鑑を使用してください。また、押印する印鑑は、契約の締結、代金の請求等においても使用する印鑑としてください。）。なお、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない入札書を提出する場合は、入札書の記載欄に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者（事務を担当する部門の者）の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。訂正した場合は、訂正箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載してください。なお、訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、記載欄の担当者欄に、訂正した者の氏名をフルネームで追記してください。

また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められません。

(3) 入札書は別添の市指定様式によるものとし、入札書の宛先は「高松市長」とすること。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 連合その他不正な行為によってなされたと認められるもの

イ 同一の入札について2以上の入札書を提出したもの

ウ 入札金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの（押印のない入札書においては、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載がないもの）

エ 入札金額を訂正したもの

オ 市が指定する入札書以外の様式によるもの

4 質問に対する回答について

次の書類間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(3)までの順番とし、これにより難しい場合は、委託者と受託者との間で協議して定めるものとします。

(1) 契約書

(2) 質問回答書

(3) 仕様書

5 入札書の引換え等の禁止

提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。

6 参加資格要件を満たすことの誓約

入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。

7 入札書提出に当たっての注意事項

案件名、入札金額等を確認の上、高松市契約事務担当員の指示に従い、提出してください。

8 契約の相手方の決定方法など

指定時刻に、提出された入札書を開封し、次の要領で委託業者を決定します。

- (1) 予定価格の範囲内で、入札者の入札金額が最も安価な入札金額をもって入札した業者に決定します。
- (2) (1)の場合において、最も安価な入札金額をもって入札もった業者が2者以上あるときは、契約監理課カウンタ入札箱への投函方式による入札合せに係るくじ要領（契約監理課ホームページ掲載）の例により、決定します（くじの辞退はできません。くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。）。
- (3) 最も安価な入札金額が予定価格を超えている場合は、この競争入札は不調となりますので、最も安価な入札金額をもって入札もった業者と契約金額等について協議します。
- (4) (3)の場合において、最も安価な入札金額をもって入札もった業者が2者以上あるときは、当該2者以上の業者で、再度、入札を徴取し、決定します。

9 契約の相手方の決定の取消し

8により行った契約の相手方の決定の取消しについては、高松市契約規則第14条の5の例によるものとします。

10 契約の締結について

契約に当たっては、別添の契約書により契約を締結します。

なお、契約書は別途指定する期限までに教育局総務課に提出してください。

11 異議の申立て

入札者は、入札書提出後は、この要領その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

12 不当要求行為排除について

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松トップページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ）

13 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

※ 同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出

（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

14 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

15 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

16 問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 教育局総務課 学校施設整備室（担当者：楠原）

TEL 087-839-2612

FAX 087-839-2615

【参考】見積書郵送用封筒記載例

